

公共施設等総合管理計画の策定趣旨および構成

1. 目的

本計画は、本町における公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するために策定するものである。

平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定された。また、平成 26 年 4 月 22 日には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、先のインフラ長寿命化の行動計画と一体のものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされた。

以下に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を一部抜粋し、示す。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日

総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

2. ねらいと効果

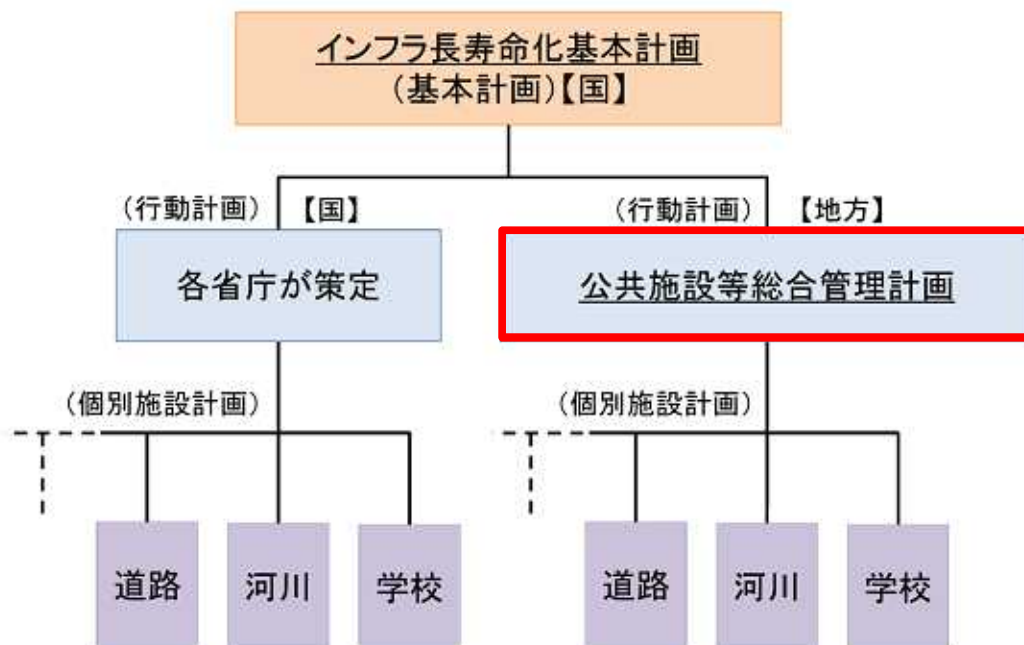
総合的かつ計画的な管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができる。

公共施設の集約・複合化等を行うことにより、大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減を図ることができる。

予防保全型の管理に移行することにより、定期的な点検と適切な改修・更新等を通じて、老朽化に伴う利用者（第三者）の被害が予防・抑制される。

3. 計画の位置づけ

本計画は、本町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を明らかにした「葉山町公共施設白書」に則り、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針をしめしたものである。また、本計画は、「インフラ長寿命化計画」に基づき、地方公共団体がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組みの方向性を明らかにする計画として策定する「インフラ長寿命化計画」(行動計画)として位置づけられるものであり、個別施設ごと再配置計画や長寿命化計画の指針となる計画である。



公共施設等総合管理計画 目次構成案

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針 (総務省)	葉山町公共施設等総合管理計画
記載必須項目	第1章 はじめに
	1.1 背景と目的 1.2 計画の位置づけ 1.3 対象施設
1. 公共施設の現況及び将来の見通し	第2章 公共施設の現況、将来見通し、課題の把握・分析
(1)老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況 (2)総人口や年代別人口についての今後の見通し (30年程度が望ましい) (3)公共施設の維持管理・修繕・鋼新等に係る中長期的な見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	2.1 葉山町の概況 2.2 将来人口推計 2.3 財政状況 2.4 公共施設の現況 2.5 公共施設等の中長期的な経費の見通し 2.6 住民ニーズ
2. 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(1)計画期間 (2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 (3)現状や課題に関する基本認識 (4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方 点検・診断等の実施方針 維持管理・修繕・更新等の実施方針 安全確保の実施方針 耐震化の実施方針 長寿命化の実施方針 統合や廃止の推進方針 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 (5)フォローアップの実施方針	3.1 計画期間 3.2 目標設定 3.3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 3.4 現状や課題に関する基本認識 3.5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 点検・診断等の実施方針 維持管理・修繕・更新等の実施方針 安全確保の実施方針 耐震化の実施方針 長寿命化の実施方針 統合や廃止の推進方針 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 3.6 フォローアップの実施方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
(3)、(4)の各項目のうち必要な事項	4.1 公共建築物の基本方針 4.2 公共土木施設の基本方針 道路 橋梁 公園 下水道 漁港

神奈川県の策定状況（平成28年6月時点）

市町村（13/33）		
横浜市	逗子市	二宮町
川崎市	三浦市	中井町
相模原市	秦野市	大井町
横須賀市	伊勢原市	松田町
平塚市	海老名市	山北町
小田原市	座間市	開成町
茅ヶ崎市	南足柄市	箱根町
厚木市	綾瀬市	真鶴町
大和市	葉山町	湯河原町
鎌倉市	寒川町	愛川町
藤沢市	大磯町	清川村

網掛けなしが策定済

公共施設等総合管理計画の策定内容比較表

		神奈川県内自治体			同類型自治体 (-2)		その他参考
		綾瀬市	海老名市	茅ヶ崎市	千葉県 酒々井町	静岡県 長泉町	横須賀市
計画書名称		綾瀬市公共施設マネジメント基本方針 (公共施設等総合管理計画に相当する 行動計画として策定)	海老名市公共施設等総合管理計画 (白書の第6章として掲載)	茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画	酒々井町公共施設等総合管理計画	長泉町公共施設等総合管理計画 (ファシリティマネジメント基本計画)	横須賀市施設配置適正化計画 ～公共施設の将来構想～ [公共施設等総合管理計画は今後策定]
策定年月		平成28年3月	平成26年11月	平成28年3月	平成28年3月	平成27年7月	平成27年1月
担当課		政策経営課	企画財政課	施設再編整備課	企画財政課	企画財政課	財政部 資産経営課
1	公共施設等を対象とした 計画であるか	・公共建築物 19万㎡ ・道路 335km ・橋りょう 90橋(2km) ・公園 130公園(面積55万㎡) ・下水道 314km(管延長) ・" 1万㎡(処理場面積)	・公共建築物 118施設(面積24万㎡) ・道路 365km ・橋りょう 225橋 ・公園 193施設(点検済施設数) ・下水道 420km ・農業施設 8km(幹線用水) ・" 17基(堰等)	・公共建築物 268施設(面積46万㎡) ・道路 667km ・橋りょう 60橋(1km) ・公園 35万㎡ ・下水道 676km	・公共建築物 84施設(面積5万㎡) ・道路 192km ・橋りょう 33橋 ・上水道 136km(普及率91%) ・下水道 105km(普及率92%)	・公共建築物 78施設(面積11万㎡) インフラ 対象外(道路、橋梁、上下水道等)	・公共建築物 348施設(面積125万㎡) 床面積50㎡以上の建物を 対象
2	計画期間が10年以上か	・平成28年度～平成67年度までの40年間 ・施設更新費用の推計も今後40年間	・平成28年～92年までの 65年間 ・施設更新費用の推計も今後 65年間	・平成28年度～平成67年までの40年間 ・施設更新費用の推計も今後40年間	・平成28年度～平成57年度までの30年間 ・施設更新費用の推計は今後40年間	・平成27年度～平成87年までの 60年間 ・施設更新費用の推計も今後 60年間	・平成27年度～平成64年度までの 38年間 (「 白書 」で示した 更新費用試算期間とあわせて計算) ・ 計画期間を中期、長期、超長期にわけ目標を示す ・施設更新費用の推計は今後40年間
3	総人口や年代別人口について 今後の見通し(30年程度)の 記載があるか	・83,990人(H26) ・72,000人(H67推計) 綾瀬市人口ビジョンより	・129,000人(H25) ・126,000人(H55推計) 海老名市人口推計(H18)より	・235,081人(H22) ・239,407人(H32推計/ピーク) ・201,342人(H72推計)	・21,321人(H27) ・18,412人(H57推計) 住民基本台帳を基にした将来推計	・42,272人(H27) ・42,972人(H42推計/ピーク) ・40,500～41,000人程度(H72推計) 国立社会保障・人口問題研究所推計より	・421,839人(H25) ・269,426人(H64推計) 住民基本台帳を基にした将来推計
4	全庁的な取組み体制の構築 及び情報管理・共有方策 について記載があるか	・庁内横断的な組織体制の整備 ・予算連動体制確立 ・議会・市民との情報共有 ・施設情報の一元化	・ 公共施設の管理を担う人材の育成 ・施設管理に係る部局間の連携 ・将来費用の変動を見込んだ予算の編成と運用 ・所管部局を始めとした責任者に対しPDCAマネジメントの進捗管理を行い、計画の見直しを実施	・全庁横断的組織、 茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画調整会議 にて定期的に計画の進捗状況や見直しの必要性を議論する ・各課における担当範囲や調整事項を明確にし、それぞれの課との情報共有を図る ・ 公共建築物は建築物管理システムにて一元管理 ・ インフラ施設は各種台帳にて個別に 管理し、個別計画のPDCAサイクルを実施	・副町長を委員長とした 酒々井町ファシリティマネジメント戦略会議 を設置し、全庁的な取組体制の構築を図る ・下部組織として実務担当者による 酒々井町ファシリティマネジメント推進委員会 を設置し、情報共有や意見聴取を図る ・職員研修を通じて意識啓蒙に努める	・公共建築物の各担当部署において管理 ・管理状況は部署に それぞれ配置しているファシリティマネジメント推進委員 を中心として企画財政課が横断的に情報管理、集約 ・指定管理者制度により施設の維持管理を委託しているものもあるため、 研修等による受託者への町の取組み方針を周知 する	・市長を本部長とする「 公共施設適正化推進本部 」を設置し、総合的な公共施設マネジメントを推進 ・本計画を着実に推進するため、定期的な進行管理を行い、実施計画や財政基本計画に反映させる
5	公共施設等の総合的かつ 計画的に管理する基本的な 考え方について記載があるか	【公共施設全体】 ・適正な維持管理の推進・財源確保 ・長寿命化の推進 ・総量の適正化・適正配置 【公共建築物】 ・機能集約、複合化による総量の適正化 ・市民の利便性等を考慮した適性配置 ・新たな施設整備の抑制 ・民間への売却、譲渡 ・ 適正配置アクションプランを策定し、実効性を高める 【インフラ】 ・長寿命化推進によるLCCの縮減	【公共施設全体】 ・維持管理コストを抑制 ・将来費用の発生を平準化し、予算を確保 ・全庁横断的な視点で取組みを継続できる仕組みの構築 ・施設統合や廃止の推進 ・受益と負担のバランス適正化 【公共建築物】 ・施設数量の削減や、工事費・事業運営費の削減 【インフラ】 ・予防保全的な対策や長寿命化を図る取組みにより将来費用の縮減および平準化を図る	【公共施設全体】 ・長寿命化を推進することでコスト縮減を図る 【公共建築物】 ・統合や廃止等、最適な利活用を推進 ・固定資産台帳の整備を進め、公共施設等のあり方の検討や公共サービスの見直しに活用 ・既存施設の機能転換や 民間施設との複合化 により現資産を有効活用 【インフラ】 ・維持管理コストの縮減と事業費平準化	【公共施設全体】 ・多目的化・複合化により施設等の総量縮減 ・選択と集中により住民の福祉と利便性の維持・向上 ・長寿命化等によりトータルコストの縮減・平準化 ・ 付加価値のあるインフラ整備 ・少子高齢化・人口減少時代に応じた施設整備 ・防災・減災対策と連携した公共施設等の整備	【公共建築物】 ・一部施設の統廃合による維持管理コストの削減 ・事後保全管理を脱却し、予防保全管理への移行により施設の長寿命化を実施 ・対象建築物の 修繕優先度を設定し、修繕の効率化 を図る	【公共建築物】 ・人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、施設総量を縮減 ・集約・統合に伴う場合を除き、原則として新規施設の建設は行わない ・維持する施設については、利用者の安全を考慮しつつ、長寿命化を図るとともに、有効に管理、活用 ・建て替えを行う場合、民間資金の活用も検討 ・廃止する施設については、原則として売却
6	公共施設等の数・延べ床面積等に 関する目標やトータルコストの 縮減・平準化などについて 数値目標が設定されているか	・施設の統廃合、機能の集約、複合化による適正配置を図ることで、 今後40年間で公共建築物の総延床面積の23%(約4.3万㎡)を削減	・ 将来費用試算における総額1,294億円を基準として、65根間の投資限度額との差額である579億円に相当する総コストを削減	記載されていない	・ 更新費用額を年間歳出予算額の10%程度に抑制	記載されていない	・ 38年間で施設の総延床面積を17%削減
7	PPP/PFIの活用について 検討されているか	・民間活力の活用 「新施設整備を要する場合は、その整備手法をPPP/PFIなどの民間活力の導入を含めて幅広く検討」 「公共施設の更新・運営を継続的に行って行くために、民間事業者の資金やノウハウを最大限活用する」	・民間等も活用した公共施設にかかるコストの削減 「PPP/PFIの適用や複数工事を一括発注するなど民間活力を活用しコストを縮減する」	・コストに関する今後の方針 「公共建築物の再整備におけるPFI活用や、運営等における指定管理者制度の更なる促進等、民間活力の導入の検討による公共建築物にかかるコスト縮減に努める」	・維持管理・修繕・更新等の適正な実施 「PPP、PFIなどによる方式や設備の更新にあたっては省エネルギー(ESCO)事業による方法など民間活力の導入を検討、広域行政による設置や相互利用を検討する」	・ファシリティマネジメントの基本認識、基本的な考え方 「公共建築物のうち、利用目的が重複しているため統廃合を検討すべき施設はPPP/PFIの活用を視野に入れたうえで維持管理コストの削減に努める」	記載されていない
8	隣接する市区町村との 連携など広域的視野をもった 検討がされているか	・近隣市町村と公共施設の相互利用や共同運用について協議を進め、施設サービスの連携や施設配置の役割分担等を推進する	・他自治体との広域的な連携による施設の共同利用や共同運用の可能性について検討する	・ 近隣市町村との広域連携 を結び、スポーツ・健康イベントの共同開催や、図書館、スポーツ施設等の 公共建築物の相互利用 ・ 地域経済団体や大学と連携して広域産業政策の推進等の活動 に取り組む	記載されていない	記載されていない	記載されていない